



平成19年2月15日

各 位

東京都千代田区平河町一丁目4番12号
株式会社ベルパーク
代表取締役社長 西川 猛
(JASDAQコード番号:9441)
問合せ先
執行役員管理本部長 石川 洋
TEL 03-3288-5211

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月15日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催予定の第14回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の関連事業の拡大に備え、第2条（目的）に一部追加するものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ提供したものとみなす対応ができるよう規定を新設するものであります（変更案第14条）。
 - ② 取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議が可能となるよう規定を新設するものであります（変更案第22条）。
 - ③ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。
 - ・ 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
 - ・ 当社は、株券を発行する旨の定め。
 - ・ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月29日
定款変更の効力発生日 平成19年3月29日

以上

(下線部分は変更箇所であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1～13 条文省略)</p> <p>14. <u>一般労働者派遣事業</u> (新設)</p> <p>15. 各種企業及び団体に属する社員の研修業務</p> <p>16. 日用品雑貨の販売</p> <p>17. 電気通信事業法に定める届出を要する電気通信事業</p> <p>18. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略) (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、次のとおりとし、その株式はすべて普通株式とする。 <u>発行する株式の総数263,700株</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設) (株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1～13 現行どおり)</p> <p>14. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>15. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>16. 各種企業及び団体に属する社員の研修業務</p> <p>17. 日用品雑貨の販売</p> <p>18. 電気通信事業法に定める届出を要する電気通信事業</p> <p>19. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告の方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>263,700株とし、その株式はすべて普通株式とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取請求の取扱いその他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿、株券喪失登録簿及び端株原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿及び端株原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とみなす。</u></p> <p>2 前項のほか、<u>株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 前項のほか必要があるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第10条 当会社の株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>
<p>(議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第11条 株主総会の議長は、<u>社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第13条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議)</p>	<p>(決議)</p>
<p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p>	<p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、商法第343条の定めによるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u> (議決権の代理行使) 第13条 株主は、他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<u>この場合には総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第16条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2 株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第14条 (条文省略) (取締役の選任) 第15条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 (現行どおり) (選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>2 (条文省略) (取締役の任期) 第16条 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2 (現行どおり) (任期) 第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p>
<p>(取締役会の招集) 第17条 取締役会は、<u>社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u> 2 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2 <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(取締役会の決議の省略)</u> 第22条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>
(役付取締役) 第18条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。	(役付取締役) 第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて <u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定</u> することができる。
(代表取締役) 第19条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。 2 取締役会の決議をもって、 <u>社長の他に前条の役付取締役の中から</u> 会社を代表する取締役を定めることができる。	(代表取締役) 第24条 代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。 2 <u>業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役を選定</u> することができる。
(新設)	<u>(取締役会規程)</u> 第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>
(報酬) 第20条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。	<u>(報酬等)</u> 第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議をもって定める。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)	第5章 監査役及び監査役会 (員数)
第21条 (条文省略) (監査役の選任)	第27条 (現行どおり) (選任方法)
第22条 当会社の監査役は、株主総会において <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	第28条 当会社の監査役は、株主総会において <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
(監査役の任期) 第23条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(任期) 第29条 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
2 (条文省略) (常勤監査役)	2 (現行どおり) (常勤の監査役)
第24条 監査役はその互選により <u>常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u>	第30条 監査役会は、 <u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(監査役会の招集) 第25条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。 <u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。 <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(報酬) 第26条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。 第6章 会計監査人</p> <p>(選任) 第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第27条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、各営業年度末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当) 第28条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し支払う。</p> <p>(中間配当) 第29条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間) 第30条 利益配当及び中間配当が、支払開始の日から3年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当の基準日) 第38条 当社の剰余金の期末配当基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>